（別紙様式第八号）

（第一面）

（単位：百万円）

適格資本の額の変動要因分析	
前期末の額	
計算方法の変更	
基準日の変更	
新契約価値	
非経済前提の変更	
円金利の変更	
米ドル金利の変更	
豪ドル金利の変更	
株式・不動産の変更	
為替レートの変更	
その他の経済前提の変更	
Tier１適格資本に係る取引	
Tier２適格資本に係る取引	
その他の要因	
当期末の額	

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

１　表題の「適格資本の額の変動要因分析」については、単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には、「適格資本の額の変動要因分析（単体ベース）」と、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、「適格資本の額の変動要因分析（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）」とそれぞれ読み替えること。また、連結ベースの計算結果の開示に当たっては、連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には「適格資本の額の変動要因分析（連結ベース）」と、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には「適格資本の額の変動要因分析（連結ベース・控除合算手法適用）」とそれぞれ読み替えること。

２　「計算方法の変更」の項には、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用した計算方法を、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用した計算方法に変更したこと（法令の改正による計算方法の変更を含む。）による適格資本の変動額を記載すること。

３　「基準日の変更」の項には、前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点まで期間が経過したことで生じる、保険負債の割り戻し、保有する資産の期待収益並びにMOCE及び保証とオプションのコストの開放その他の要因による適格資本の変動額を記載すること。

４　「新契約価値」の項には、当事業年度に新たに引き受けた保険契約に係る保険負債の引受時点における経済価値評価の額を記載すること。ただし、損害保険契約等に係る当該額及び損害保険契約等以外の保険契約であって、重要性が乏しいもの若しくは契約期間が一年以下であるものに係る当該額については、「非経済前提の変更」の項に含めることができる。

５　「非経済前提の変更」の項には、非経済前提について、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものから、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものに更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。なお、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算において当事業年度に実現することが期待されていた利益と、当事業年度に実現した利益の差異については、当該項に含めること。

６　「円金利の変更」の項には、日本円金利のイールド・カーブについて、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものから、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものに更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。

７　「米ドル金利の変更」の項には、アメリカ合衆国通貨金利のイールド・カーブについて、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものから、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものに更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。

８　「豪ドル金利の変更」の項には、オーストラリア通貨金利のイールド・カーブについて、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものから、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものに更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。

９　「株式・不動産の変更」の項には、株式及び不動産（この様式において、借地権を含む。）の時価について、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものから、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものに更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。

10　「為替レートの変更」の項には、為替レートについて、前事業年度の末日時点のソルベンシー